第

4 3 4 6

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年10月18日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

[♠] 認定 NPO 法人になるには

 \mathbf{Q} :認定NPO法人になるには、どのようにしたらいいのでしょうか?

A: まずはNPO法人になり、次に国税庁で認定を受け認定NPO法人となります。

【解説】

任意団体が認定NPO法人になるには、まずNPO法人にならなければなりません。

NPO法人になるには、所轄庁(内閣府又は都道府県)に設立認証申請をする必要があります、申請には、次のような書類が必要になります。

- ①定款
- ②役員名簿など役員に関する事項を記した書類
- ③設立趣旨書
- ④設立についての意思決定を証する議事録
- ⑤事業計画書
- ⑥収支予算書

認証されますと、NPO法人となります。NPO 法人は、事業年度が終了したら、事業報告書等 を所轄庁に提出しなければなりません。

NP0法人が認定NP0法人になるには、所轄税務署に一定の書類を添付した認定申請書を提出しなければなりません。

認定申請書は国税局、国税庁を経由し、実態確認等が行われ、問題がなければ認定NP0法人になることができます。

認定申請は、申請書が提出された日の翌日から6ヶ月以内に処理されることとなっています。







